

2020年12月21日
株式会社山陰合同銀行

新型コロナウイルスに関する特別融資の取扱延長について

山陰合同銀行（頭取 山崎 徹）では、新型コロナウイルスによる影響を受けられた事業者の方を支援するため、「新型コロナウイルス対応特別融資」の取り扱いを延長しますので、お知らせします。

引き続き、事業に影響を受けられた事業者の方に対し金融支援・事業支援をきめ細かく対応してまいります。

記

1. 特別融資の取扱延長

変更前	変更後
2020年12月30日（水）まで	2021年3月31日（水）まで

2. 特別融資の内容

対象者	新型コロナウイルスにより、直接的・間接的に影響を受けられた事業者の方
資金使途	設備資金および運転資金
融資金額	5,000万円以内（運転資金は3,000万円以内）
融資期間	10年以内（運転資金は5年以内）、据置1年以内
融資利率	1年以内 : 1.0%（固定金利） 1年超3年以内 : 1.2%（変動金利） 3年超5年以内 : 1.3%（変動金利） 5年超10年以内 : 1.5%（変動金利）
担保・保証人	不要

* 審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以上